（海技試験官の職務）

第百十四条　海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

２・３　（略）

（海技試験官の職務）

第百十四条　海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、船員法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中船員法施行規則第二号書式の改正規定及び附則第三条の規定　公布の日

二　第一条中船員法施行規則第二条の三並びに第三条の二第二項及び第三項の改正規定　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十三日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日）

三　附則第五条の規定　改正法附則第一条第四号の政令で定める日（令和七年十月一日）

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第六条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、当該教育訓練の内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることとする。

２　改正法附則第六条第四項に規定する国土交通省令で定める要件は、当該実技講習の内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることとする。

第三条　この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第二号書式による航海日誌については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第六号書式による雇入届出書は、同条の規定による改正後の同令第六号書式によるものとみなす。ただし、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する漁船の船舶所有者が同令第十八条の届出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為）

第五条　改正法附則第十条第一項の規定により申請された国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十二条の四の登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　改正法附則第十二条第一項に規定する漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となる知識及び能力は、次に掲げる事項とする。

一　漁ろう設備の概要及びこれを使用した操船

二　漁ろう設備の使用及び漁獲物の取扱いが復原性に及ぼす影響

三　漁船に関する海洋環境その他の国際条約及び国内法令に関する事項

四　その他漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関し必要な事項

第七条　改正法附則第十二条第一項に規定する漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力を有する旨の認定を受けようとする者は、漁ろう従事認定申請書（附則第一号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

一　漁ろうに従事する船舶に乗り組んだことを証明する書類

二　その他漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力を有することを証するに足りる書類

３　前二項の規定により申請された国土交通大臣の申請書及び添付書類の受理の権限は、改正法附則第十二条第一項の認定を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

４　国土交通大臣は、第一項の規定により漁ろう操船従事者を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、漁ろう従事認定証（附則第二号様式）を交付しなければならない。

第八条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。